

令和 7 年度社会福祉法人・施設指導監査等実施計画

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査及び社会福祉施設等（以下「施設」という。）に対する指導、監査等（以下「指導監査等」という。）については、「札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱」（平成 9 年 4 月 1 日付け民生局長決裁）に基づいて行うことを基本とし、令和 7 年度の実施計画について以下のとおり定める。

1 指導監査等方針

- (1) 指導監査等は、個々の法人及び施設（以下「法人等」という。）の運営全般について積極的に助言及び指導を行うことによって、以下の各事項（イ、ウ及びエは法人に限る。）の確保を図ることを目的とする。
 - ア 利用者の安全、適正処遇
 - イ 事業経営・運営の透明性
 - ウ 経営組織のガバナンス機能
 - エ 財務規律
- (2) 指導監査等の実施に当たっては、法人等の実情を勘案し、形式的、画一的な指導とならないよう配慮するとともに、是正改善を指導する場合にあっては、法人及び施設の十分な理解と協力を得ることにより、効果的指導監査の実現に努めることとする。
- (3) 令和 7 年度の指導監査等については、原則、実地において実施する。なお、実地による指導監査等の実施に当たっては、感染症の感染予防に十分に留意することとする。
- (4) 法人等に対する指導監査等の周期は、「札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱」のとおりとする。ただし、設立又は開設から 3 年以内の法人等については、法人等の運営に係る法令等に対する理解をより深めるため、年 1 回以上指導監査等を実施する。

2 指導監査等の重点事項

これまでの指導監査結果及び厚生労働省からの通知等を踏まえ、次の事項について重点事項とする。

(1) 法人に対する指導監査

- ア 理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、定款に定める回数以上職務執行に関する報告をしているか。
- イ 工事、固定資産取得等の契約手続及び履行確認は適正に行われている

か。

ウ 評議員及び役員の選任手続は適正に行われているか。

(2) 施設に対する指導監査等

ア 共通（(イ)は保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）

(ア) 現金等（利用者預り金を含む。）の管理方法及び残高確認が適正に行われているか。

(イ) 業務継続計画（BCP）について、職員への周知や理解の増進が図られているか。

イ 以下の施設については、アの共通に加えて次の事項について重点事項とする。

(ア) 救護施設

a サービスの提供に当たり策定する支援計画は、必要な検討・手続を経て策定しているか。

b 身体拘束や虐待等権利侵害が行われていないか。

(イ) 老人福祉施設

a 人員配置が適切になされているか。

b 利用者処遇が適切になされているか。

c 介護報酬の請求等が適正に行われているか。

(ウ) 障害者支援施設

a 利用者処遇が適切になされているか。

b サービスの提供に当たり策定する支援計画は、必要な検討・手続を経て策定しているか。

c 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置が適正に行われているか。

d 利用者から徴収する費用について、積算根拠が明確であるか。

(エ) 児童福祉施設

a 乳児院及び児童養護施設

(a) 職員の資質向上のための取組が行われているか。

(b) 利用者処遇（特に、施設運営に係る利用者の意見表明の自由の機会の保障）が適切になされているか。

(c) サービスの提供に当たり策定する支援計画は、必要な検討・手続を経て策定しているか。

(d) 安全計画を策定しているか。また周知や運用が適正に行われているか。

b 母子生活支援施設

(a) サービスの提供に当たり策定する支援計画は、必要な検討・手続を経て策定しているか。

(b) 苦情処理について、手順を定めたうえで申出内容や対応を記録するとともに、適切な公表を行っているか。入所者が意見を言いやすい環境を整えているか。

c 障害児入所施設及び児童発達支援センター

(a) 利用者処遇が適切になされているか。

(b) サービスの提供に当たり策定する支援計画は、必要な検討・手続を経て策定しているか。

(c) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置が適正に行われているか。

d 保育所及び幼保連携型認定こども園

(a) 人員配置が適切になされているか。

(b) 利用者処遇が適切になされているか。

(㍑) 介護老人保健施設

a 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭にした適正な介護給付等対象サービスが提供されているか。

b 介護報酬の請求等が適正に行われているか。

3 前回指導事項の改善状況の検証

前回指導事項に対する改善内容について、継続性及び定着化を図るため確認する。

4 指導監査等の実施時期（予定）

令和7年6月から令和8年2月まで

5 指導監査等の具体的方法

指導監査等は、実地により、次の(1)から(3)に基づき実施する。

(1) 指導監査等に当たる職員2名以上をもって班編成し、そのうち1名は原則係長職以上の者とする。なお、施設に対する指導監査等における確認項目の担当課は別表のとおりとする。

(2) 指導監査等に要する時間

原則、法人（主たる事業が保育所及び幼保連携型認定こども園の経営である法人を除く。）及び入所施設（母子生活支援施設を除く。）は全日単位、

その他は半日単位で実施する。

(3) 指導監査等資料の事前提出

指導監査等の効率化を図る観点から、事前に資料の提出を求めることとする。なお、事前の提出に当たっては、法人等の過度な負担にならないよう配慮するものとする。

6 指導監査等対象法人等（令和 7 年 4 月 1 日時点）

次の法人等から、指導監査等を実施する法人等を選定する。

なお、令和 7 年度中に設立又は開設した法人等については設立又は開設した時期等を踏まえ指導監査等の実施を検討する。

(1) 指導監査の対象となる法人の数

201 法人

(2) 指導監査等の対象となる施設の数

599 施設。内訳は次のとおり。

ア	救護施設	3 施設
イ	老人福祉施設	116 施設
ウ	障害者支援施設	27 施設
エ	児童福祉施設	406 施設
オ	介護老人保健施設	47 施設